

議案第 85 号

富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正等に伴い、富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「掲げる者」を「定める者」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「前条の届出」を「前条の規定による届出」に改め、同項第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「前条の届出」を「前条の規定による届出」に、「7,560円」を「7,700円」に改め、「前日」の次に「（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。次条第1号において同じ。）」を、「日数」の次に「から一般運送契約が締結されている日数を除いた日数」を加え、同条第3項中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第4項中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

第5条第2号中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。